

○ 介護医療院に関して広告できる事項について（平成30年3月30日老老発0330第1号）（抄）

新	旧
介護医療院に関する広告については、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十二条の規定により制限が設けられており、同条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を広告できるほか、同項第三号により厚生労働大臣の定める事項について広告することができることとなっている。 厚生労働大臣の定める事項については、平成三十年厚生労働省告示第百八十五号（厚生労働大臣の定める介護医療院が広告し得る事項）により、介護医療院に関して、法第百十二条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるもののほか、次の事項について広告できることとされている。 (1) 施設及び構造設備に関する事項 (2) 職員の配置員数 (3) 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く。） (4) 利用料の内容 具体的な取扱いについては、左記のとおりであるので留意されたい。 1・2 （略） 3 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く。） (1)～(3) （略） (4) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所等の名称について広告できること。 (5)・(6) （略） 4・5 （略）	介護医療院に関する広告については、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十二条の規定により制限が設けられており、同条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を広告できるほか、同項第三号により厚生労働大臣の定める事項について広告することができることとなっている。 厚生労働大臣の定める事項については、平成三十年厚生労働省告示第百八十五号（厚生労働大臣の定める介護医療院が広告し得る事項）により、介護医療院に関して、法第百十二条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるもののほか、次の事項について広告できることとされている。 (1) 施設及び構造設備に関する事項 (2) 職員の配置員数 (3) 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く。） (4) 利用料の内容 具体的な取扱いについては、左記のとおりであるので留意されたい。 1・2 （略） 3 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く。） (1)～(3) （略） (4) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設</u>、病院又は診療所等の名称について広告できること。 (5)・(6) （略） 4・5 （略）